

<別紙Ⅰ> 感染症等の発生に伴う訪問内容の変更について

1 訪問の可否及び内容変更の決定

訪問の可否及び内容の変更等について担当指導主事等と各園長が協議をし、決定する。

2 申請書類整備に関する指導助言

訪問の可否に関わらず、担当指導主事等と園が今年度分の作成スケジュールを調整し、指導助言を行う。特に、サポート事業2年目の施設（令和6年度に開園を目指す園）については、年度内に書類整備を終える。

なお、訪問が実施可能な場合は訪問の際に指導助言を行うが、訪問が延期または中止となる場合は、担当者に資料等を送付していただき、電話及び電子メール等での指導助言で対応する。

3 保育内容に関する指導助言

(1) 年間・月の指導計画、当日の指導案・週（日）案

訪問日の7日前必着で担当者へ送付していただく。担当指導主事等と各園長の協議により、訪問日が延期になった場合は、延期設定日7日前必着で担当者へ送付していただく。

(2) 保育参観及び研究協議

① 園訪問が可能であるが、全体での研究協議を中止する場合

保育参観は保育室に入室せず、窓（扉）越しの参観も考えられる。

研究協議は、感染症等の状況次第で下記の方法が考えられる。

ア 午後の協議をクラス毎に時間を区切り、短時間・少人数で行う。

イ 訪問日程を半日（午前中）とする。保育参観は時間を短縮し、保育担当者への指導助言内容を、訪問日当日、口頭で園長・主任等へ伝達する。

ウ 保育参観は時間を短縮し、保育担当者への指導助言内容を、電話及び電子メール等で伝える。

② 園訪問を延期することで年度内の実施が可能な場合

担当指導主事等と園長が協議をし、訪問日を決定する。ただし、感染症の流行時期等外部との接触が難しい場合を考慮して決定する。

③ 園訪問が不可能で、年度内に予定回数の実施ができない場合

年間・月の指導計画、当日の指導案、週（日）案を、担当指導主事等に資料等を送付していただき、電話及び電子メール等での指導助言で対応し、訪問指導に替える。